

総 括 調 査 票

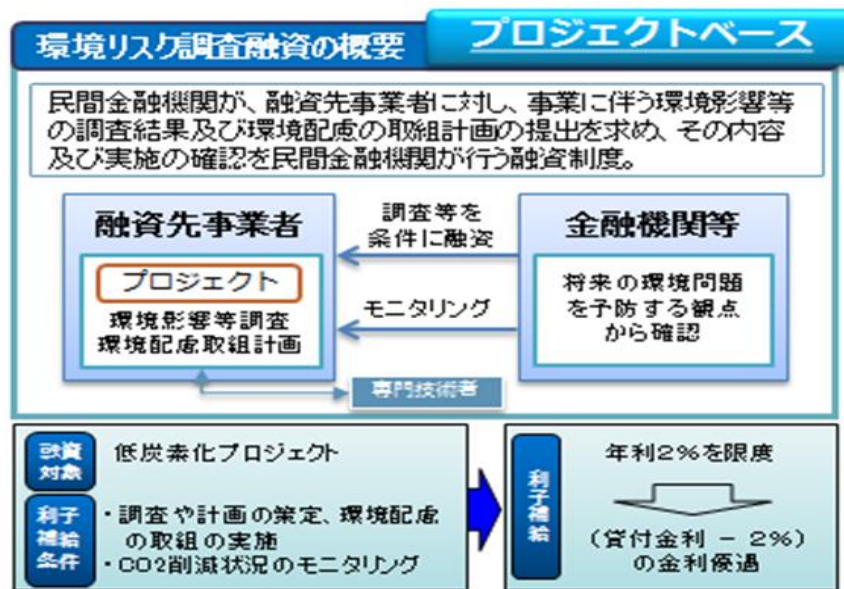
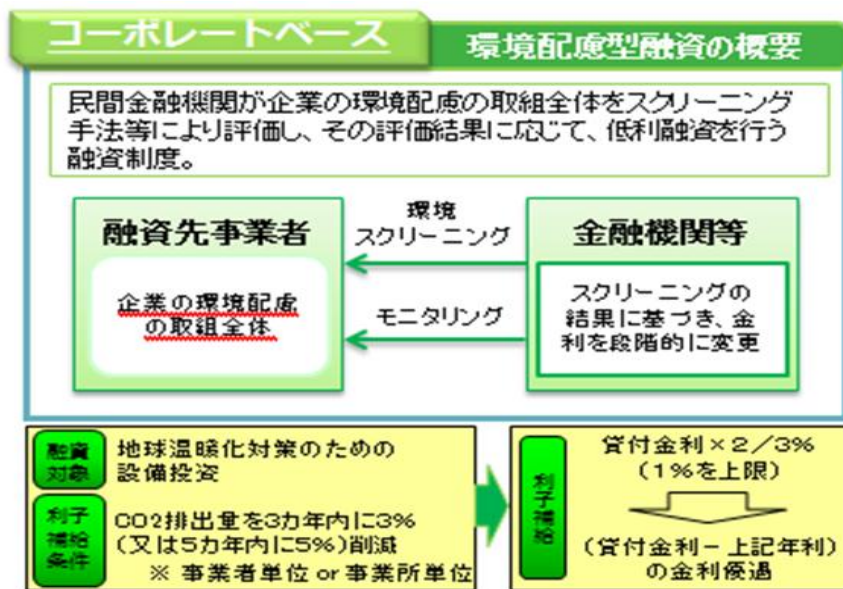
事案名	(50) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業			調査対象 予 算 額	平成 26 年度：1,200 百万円 平成 25 年度： 700 百万円		
所管	内閣府 文部科学省 経済産業省 環境省	組織	—	会計	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定)	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

① 調査事案の概要

【事案の概要】

金融機関の融資判断に、環境配慮の取組を組み込んだ環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質の向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の促進を図る。

- 環境配慮型融資促進利子補給事業：環境配慮型融資により融資を受ける事業者が、融資を受けた年から3カ年以内にCO2排出量を3%（又は5カ年以内に5%）以上削減することを条件として、年利〔（契約時の貸付金利）×2/3〕%（ただし1%を上限とする。）の利子補給を行う。
- 環境リスク調査融資促進利子補給事業：金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利2%を限度として利子補給を行う。



総 括 調 査 票

事案名 (50) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業

②調査の視点

「環境金融」の裾野の拡大という本事業の目的の達成に係る効果を検証する。

③調査結果及びその分析

1. 環境配慮型融資促進利子補給事業 (25 予算 400,000 千円、26 予算 531,000 千円)

- ・環境配慮型融資を利子補給によって支援する事業は平成 19 年度から実施。一定の基準に合致する環境配慮型融資を行う金融機関を指定金融機関として指定しており、指定金融機関数は徐々に増加。平成 25 年度の指定金融機関数は 25 行。
- ・しかしながら、本事業は、①環境配慮型融資の取組の拡大、②低炭素設備導入の資金調達円滑化による CO2 削減、の 2 つの目的を達成しようとしているため、効果の検証が難しいものとなっている。

(①について)

- ・平成 19 年度当初は日本政策投資銀行のみを対象としていたところ、指定金融機関数は徐々に増えている。環境省調査によれば、現在、全国 50 行の金融機関が環境配慮型融資に取り組んでいると回答しており、一定の裾野の拡大を見せているが、本事業との因果関係については必ずしも明らかでない。
- ・①の目的を更に追求するためには、現在環境配慮型融資に取り組んでいない金融機関等への普及が重要（すでに取組みが定着しているメガバンク等への利子補給の効果についても要検討）であると同時に、既に取り組んでいる金融機関等については、利子補給受給のための形式的な水準の環境配慮型融資に留まっている場合は、メガバンク等の取組水準まで高め、定着させることが必要と考えられる。

表 1 環境配慮型融資の融資総額の一部(各行 HP より)

金融機関	融資額	利子補給を受けた融資額
日本政策投資銀行	約6,700億円(16年度～25年12月末)	約656億円(19年度～25年度)
三井住友銀行	約2,700億円(24年度)	約92億円(24年度)

- ・また、過去に実施した簡易な環境配慮型融資（※）への利子補給事業（平成 21 年度・平成 22 年度補正予算）において指定金融機関になっていた地域金融機関の多くが、その後の事業で指定金融機関になっていないこと等を踏まえると、環境配慮型融資が定着していると言い難く、単に環境格付融資の実施を参画条件とする本事業の形態は、地域金融機関が自律的に環境配慮型融資に取り組むようになるまでのインセンティブとして有効に機能しているとは考えられない。（※）例えば、日本政策投資銀行の DBJ 環境格付融資では、約 120 項目の評価項目があるのに対し、当該事業の採択条件は十数問程度の質問項目を課すにとどまっていた。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 環境配慮型融資促進利子補給事業

- ・①の環境配慮型融資の取組の拡大という目的を達成するために最も合致した手段について再検討し、事業を抜本的に改善すべき。（②の目的と切り分けて考えるべき）
- ・環境配慮型融資の意義（非財務情報の活用等）や、利子補給以外のインセンティブ付け、定着化に向けた取組の在り方を含めた地域金融機関等への取組拡大のための方策等について、有識者会議等でしっかり検討して整理する必要。
- ・今後の支援策については、例えば、地域金融機関における体制整備やノウハウの蓄積といった課題に対処するための専門家の派遣等のソフト面での支援や、一定の実績のある金融機関とシンジケートローン等を通じて協力して環境金融に取り組むことによる経験の蓄積といった方法が考えられる。
- ・金融機関が自律的に非財務情報を活用して融資を行うという目的の達成に資するよう、企業側の情報開示促進のための他の施策とも相乗効果を発揮できるよう留意。

総 括 調 査 票

事案名 (50) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業

③調査結果及びその分析

④今後の改善点・検討の方向性

表 2 指定金融機関数の推移

年度	19~21年度 当初	21年度 1次補正	21年度 2次補正	22年度 当初	22年度 補正	23年度 当初	24年度 当初	24年度 予備費	25年度 当初
指定金融機関数	1	33	61	2	71	7	11	18	25

(②について)

- ・融資先事業者のCO2削減については、定量的な削減の誓約を課していることから、一定の効果があると考えられるが、本事業による追加的効果がどの程度なのか検証はなされていない。

2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業（25 予算 300,000 千円、26 予算 669,000 千円）

- ・本事業は平成 25 年度に開始したばかり。平成 25 年度の指定金融機関数は 7 行だが、実際に利子補給を利用したのはメガバンクのみ。
- ・本事業も、①金融機関が融資対象事業の環境リスク調査の結果を踏まえ融資判断を行う環境リスク調査融資の取組の拡大、②低炭素事業の資金調達円滑化による CO2 削減、の 2 つの目的を達成しようとしているため、上記 1. と同様に効果の検証が難しいものとなっている。

(①について)

- ・上記 1. と同様に CO2 削減に限った利子補給というインセンティブ付け等の効果検証がさらに必要（環境省において、指定金融機関が利子補給を活用した融資以外で、どのような環境リスク調査融資に取り組んでいるのか把握されていない）。
- ・また、国際的には、大規模なプロジェクトファイナンス案件等を手掛ける際に、環境・社会影響を金融機関が確認する枠組みとして赤道原則が認知・署名されていることや、金融機関は当事業がなくとも融資に当たり自らが必要と考えるリスク調査を当然行うものと考え得ること等を踏まえれば、金融機関が環境リスク調査融資に取り組む際のガイドライン等の策定など、将来的な環境リスク調査融資の自律化・定着化等の展望がないまま当事業を継続することは不相当と考えられる。

(②について)

- ・上記 1. と同様に本事業による追加的効果がどの程度なのか検証はなされていない。

- ・②の目的達成については、すでに多くの温暖化対策が実施されているところであるが、必要に応じ、本事業と切り離して、別途 CO2 削減を促進するための事業として利子補給事業の設計を検討することも考えられる。

2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業

- ・26 年度の実施状況を踏まえつつ、利子補給対象事業以外の分野も含め環境リスク調査融資がどの程度広がっているのか把握し、より効果的なインセンティブ付けや定着化に向けた取組の在り方について、1. と同様に有識者会議等でしっかりと検討する必要。その結果を踏まえて事業を抜本的に改善すべき。